

出雲市公共施設のあり方指針における廃止対象3体育館の
 解体スケジュールについて

平成27年3月策定の「出雲市公共施設のあり方指針」において、廃止の方針となっていた「斐川第2体育館」、「旧出雲体育館」、「平田体育館」の3体育館については、出雲市総合体育館の整備の財源の一部とした「公共施設等適正管理推進事業債」の活用条件として、出雲市総合体育館の開館から5年以内となる令和11年3月末までに除却（解体）することが求められています。

つきましては、下記のとおり、令和7年度から廃止対象3体育館の解体に向けた事業を進めてまいります。

記

1 廃止対象の体育館について（概要）

| 対象体育館 | 延床面積 | 階数 | 構造 | 建築年 | 令和5年度 年間利用者数 (年間利用件数) |
|---------|----------------------|----|-----------|-------|-----------------------------|
| 斐川第2体育館 | 1,725 m ² | 2階 | 鉄骨造 | 昭和44年 | 19,878人 (1,005件) |
| 旧出雲体育館 | 4,769 m ² | 4階 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和36年 | 令和2年4月 廃止済 |
| 平田体育館 | 3,063 m ² | 2階 | 鉄筋コンクリート造 | 昭和43年 | 25,892人 (942件) |

2 解体工事実施年度（予定）について

対象体育館の規模、施設周辺の状況、他のスポーツ施設の立地などを勘案するとともに、財政負担の平準化を考慮し、各年度1体育館の解体を前提として、以下のとおり廃止対象体育館の解体工事を予定しています。

| 解体工事実施年度（予定） | 対象体育館 | 備 考 |
|--------------|---------|--|
| 令和8年度 | 斐川第2体育館 | <ul style="list-style-type: none"> 同じ斐川地域に、斐川第1体育館、アクティータカハ体育館があり、利用移行しやすい 施設規模が小さく、周辺に民家が少ない |
| 令和9年度 | 旧出雲体育館 | <ul style="list-style-type: none"> 施設内に市の物品等が格納してあり、移転先の選定及び移転に時間を要する 対象体育館のうち最も規模が大きく、かつ中心市街地にあり近隣に住宅が多く、工損（事前）の調査や説明等に時間を要する |
| 令和10年度 | 平田体育館 | <ul style="list-style-type: none"> 平田地域に、同様なスポーツ施設がないため、最大限施設の利用を継続し、周辺の施設を紹介するなど利用者と意見交換を行いながら、移行を促す |

3 解体スケジュールおよび事業概算額

(単位：千円)

| 事業内容 | 事業年度 | | | | | 施設別概算額 |
|-----------------------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 斐川第2体育館 | | | | | | |
| アスベスト含有調査 | ←→ | | | | | 144,700 |
| 解体工事实施設計 | ←→ | | | | | |
| 工損（事前）調査 | ←→ | | | | | |
| 解体工事 | | ←→ | | | | |
| 工損（事後）調査 | | | ←→ | | | |
| 旧出雲体育館 | | | | | | |
| アスベスト含有調査 | ←→ | | | | | 390,000 |
| 解体工事实施設計 | | ←→ | | | | |
| 工損（事前）調査 | | ←→ | | | | |
| 解体工事 | | | ←→ | | | |
| 工損（事後）調査 | | | | ←→ | | |
| 平田体育館 | | | | | | |
| アスベスト含有調査 | | ←→ | | | | 234,600 |
| 解体工事实施設計 | | | ←→ | | | |
| 工損（事前）調査 | | | ←→ | | | |
| 解体工事 | | | | ←→ | | |
| 工損（事後）調査 | | | | | ←→ | |
| 年度別概算額 (令和7年度は予算額) | 25,300 | 171,000 | 340,000 | 213,000 | 20,000 | |
| | | | | | 概算額合計 | 769,300 |

※ 解体工事实施設計の結果によっては、事業費やスケジュールに変更が生じる可能性があります。

※ 解体事業費の財源として、令和7年度から拡充される「公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%）」の活用を予定しています。

4 対象体育館の用途廃止(利用停止) 予定日

解体工事を行う年度の4月1日（旧出雲体育館は、令和2年4月1日に廃止済）

- ・ 斐川第2体育館 : 令和8年4月1日
- ・ 平田体育館 : 令和10年4月1日

5 利用者等への周知、説明について

(1) 利用者への周知、説明

対象体育館の利用者やスポーツ団体へ速やかに体育館の廃止に向けたスケジュールを周知するとともに、対象地域毎に利用者団体全体との会議を開催します。

また、利用移行にあたっては、他のスポーツ施設、学校施設等の紹介を行うなど、利用者との意見交換を行いながら活動の場の確保に努めてまいります。

(2) 対象体育館が立地する地域への周知、説明

当該地域の皆様に、解体工事のスケジュールを周知します。

また、解体工事の実施にあたっては、対象体育館の近隣住民の皆様への説明を行うとともに、工事による建物等へ影響の有無を確認するため、事前と事後の建物調査への協力を依頼します。

(3) 指定管理者との調整

今後、指定管理者と施設廃止に向けた詳細な調整を始めます。